

## § 3 コミッショナーについて

第1日目 11/ 9 14:45 ~ 16:00(75分)

場所：セッションルーム 担当：小林敏彦

### 目標

参加者は、このセッション終了時に、次のことが達成できる。

1. 各種コミッショナーの任務を理解する。
2. 各種コミッショナーの業務の概要を理解する。

### 指導上のねらい

1. 各種コミッショナーの任務を果たす重要性や、コミッショナーは実動を伴うものであり、名誉職ではないことを確認させる。
2. 各種コミッショナーの業務は多岐にわたり、かつ継続した活動が必要であることを理解させる。
3. コミッショナーの役務とトレーナーの役務の違いについて理解させる。

### セッションにおける留意点

1. コミッショナーの役務について理解を深める。
2. コミッショナーの業務について理解を深める。
3. コミッショナーとして信頼と協調を得るためには、自己の自覚と認識が必要であり、そのためには、自己研鑽とコミュニケーションを常に心がけることが必要であることを知らしめる。

### スタッフの仕事

1. グループ作業の支援。

### 準備品

- ・ハンドアウト3-1「各種コミッショナーの任務・業務等の概要」
- ・ハンドアウト3-2「トレーナーとは」
- ・日本連盟規程集
- ・コミッショナーハンドブック（日連HPよりDownloadしたものを各自持参）
- ・プロジェクター、パソコン

**セッションの進め方**

- 1. 導入（講義）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（ 5分）
  - (1) セッションの概要について
  - (2) コミッショナーの歴史について
  
- 2. 展開（講義）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（60分）
  - (1) コミッショナーとは（5分）
    - ① 隊への巡回指導の歴史的経緯
      - ・「コミッショナーハンドブック 第3章コミッショナーとは」参照の上、概要説明。
    - ② 団、隊への支援の重要性とコミッショナーに求められる役割
      - ・「コミッショナーハンドブック 第3章コミッショナーとは」参照の上、概要説明。
  - (2) コミッショナーの任務について（5分）
    - ① 各種コミッショナーの任務
      - ・教育規程の確認

「日本連盟規定集」

- 4-19：県連盟コミッショナーの委嘱及び任務等
- 4-20：県連盟副コミッショナーの委嘱及び任務等
- 4-21：団担当コミッショナーの委嘱及び任務等
- 5-8：地区コミッショナーの委嘱及び任務等
- 5-9：地区副コミッショナーの委嘱及び任務等
- 6-4：日本連盟コミッショナーの任務
- 6-5：国際コミッショナーの任務
- 6-7：日本連盟副コミッショナー及び国際副コミッショナーの任務

- ・ **基本的な任務**

団担当コミッショナーから日本連盟コミッショナーに至るすべてのコミッショナーの基本的な任務は、本運動の目的、原理、方法といった普遍的なものの周知・普及と、これらに則した適正な判断を行うことであり、本運動の基幹である教育プログラムに関すること、青少年を支援する成人に関することなどの調整、実施、推進等を行うことである。

  - ・ 目的、原理、方法といった普遍的なものの周知及び普及と、これらに則した適切な判断をおこなうこと → 本運動の **「守り手」**
  - ・ 教育プログラムとそれを支援する成人に関する調整、実施、推進 → 本運動の **「担い手」**
  
- ② コミッショナーによる支援 コミHB. P.21 ね4節

スカウト運動において、「実際」の活動が充実して「標準」の形になってこそ、はじめて理想の姿を実現化できる。

この「標準」と「実際」は、コミッショナーの任務を遂行するうえで重要なキーワードであると考えられる。団担当コミッショナーから日本連盟コミッショナーまでの各組織レベルのコミッショナーすべてが、本運動の基盤組織である隊・団の充実に向けた「標準」と「実際」を踏まえた支援を行うことが求められる。

③コミッショナーとトレーナーの関連性 (ハンドアウト3-2 使用)

- ・指導者養成事業でそれぞれの「役務」がある。→ 協働して取り組む。
- ・しかし、その内容は全く異なる。

コミッショナー：指導者養成事業で支援すべき内容を検討し、決定する。

トレーナー：コミからの指示を受け、指導者養成事業の内容を企画し、これを実施する。

このように、担う役務が全く異なることから、本来はコミッショナーとトレーナーは兼務しないことになっている。現役トレーナーが県連盟コミッショナーに就く場合、トレーナーを休務することが原則となっている。

※ 兼務する場合の留意点：

やむを得ず兼務する場合は、それぞれの役務を常に心がけ、どの立場で業務遂行しているのかを常に留意することが肝要となる。

(3) 各種コミッショナーの業務概要 (50分)

①各種コミッショナーの任務と業務等の概要を説明

- ・ハンドアウト3-1 「各種コミッショナーの任務・業務等の概要」配布の上、概要説明。

②グループ作業

- ・参加者個々が担当するコミッショナーの立場で、果たすべき業務について考察し、これをグループ内で討議する。

【課題】

スカウト運動において、「青少年の発達に貢献する」為に、あなた自身が担当するコミッショナーとして、果たすべき業務にはどのようなことがありますか。  
グループで討議してまとめてください。  
その結果を各グループ2分以内で発表してください。

3. まとめ . . . . . ( 5分)

- (1) 各種コミッショナーにより任務内容は多少異なるが、スカウト教育の純正な推進を図る要であるといった基本的な任務に変わりはない。
- (2) すべてのコミッショナーの活動は、最終的に団、隊の機能向上に向けられたものである。
- (3) 各コミッショナーが担当業務を適切に遂行すれば、担当する団・隊、地区、県連盟に於けるスカウト教育の成果は必ず向上する。

4. 振り返り . . . . . ( 5分)

以上



### 各種コミッショナー)任務・業務等の概要

	団担当コミッショナー	地区コミッショナー	県連盟コミッショナー	日本連盟コミッショナー
活動のフィールド	担当する団及び隊(概ね3~5個団を担当)	担当する地区	担当する都道府県連盟	日本連盟
選任方法	地区委員長と地区コミッショナーとの推薦	県連盟コミッショナーと地区委員長との推薦	県連盟理事会の議を経て連盟長が推薦	理事会の議
就任の過程	県連盟理事会の議	県連盟理事会の議	日本連盟コミッショナーが理事長と協議	理事会が業務執行理事の中から選任
委嘱者	連盟長	連盟長	日本連盟コミッショナー	理事長(日本連盟)
任期	2年(6月30日更新)	2年(6月30日更新)	2年(12月31日更新)	理事の任期に準じる。2年(3月31日更新)
推薦条件	1. 青少年の教育を託するに足る品性及び経歴 2. 本運動の経験及び知識 3. 地区内の教育にたずさわる指導者を主導する能力 4. ウッドバッジ実修所又は隊指導者上級訓練課程を修了した者又は就任後できるだけ速やかに隊指導者上級訓練課程を修了できる者	1. 青少年の教育を託するに足る品性及び経歴 2. 本運動の経験及び知識 3. 地区内の教育にたずさわる指導者を主導する能力 4. コミッショナー研修所又はコミッショナー基礎訓練課程を修了した者又は就任後できるだけ速やかにコミッショナー基礎訓練課程を修了できる者	1. 青少年の教育を託するに足る品性及び経歴 2. 本運動の経験及び知識 3. 県連盟内の教育にたずさわる指導者を主導する能力 4. コミッショナー実修所又はコミッショナー上級訓練課程を修了した者又は就任後できるだけ速やかにコミッショナー上級訓練課程を修了できる者	規程なし
任務	・県連盟コミッショナー又は地区を置く場合は地区コミッショナーの助言と指導を受け、担当する団及び隊が、本連盟及び県連盟の方針等に従い、効果的にプログラムが実施されるように団の訪問・巡回を通して団委員会及び隊指導者に協力し、助言及び指導並びに援助を行う。	1. 地区における本運動が本連盟と県連盟の規に従い展開するよう努めるとともに、地区内の指導に対して助言及び指導を行う。 2. 地区委員会の下で、スカウト教育について純な推進を図り、地区委員会に対して責任を負うとともに、教育面及び指導面で地区を代表する。 3. 地区副コミッショナーを統括し、所管する任務を分担させるとともに、団担当コミッショナーに対し助言及び指導を行う。 4. 地区内のコミッショナーと協力し、団に対して助言及び指導並びに援助を行う。	1. 県連盟における本運動が本連盟と県連盟の規定に従い展開するよう努めるとともに、県連盟内の指導者に対して助言及び指導を行う。 2. 県連盟理事会の下で、スカウト教育について純正な推進を図り、県連盟理事会に対して責任を負うとともに、教育面及び指導面で県連盟を代表する。 3. 県連盟副コミッショナーを統括し、所管する任務を分担させるとともに、地区コミッショナー、団担当コミッショナー等に対して助言及び指導を行う。 4. 県連盟トレーニングチームを統括する。 5. 県連盟内コミッショナー会議を主宰する。 6. 別に定める県連盟の規定に基づき県連盟名誉会議を主宰する。	1. 日本連盟理事となる。 2. 日本連盟の教育に関わる業務を統括し、分担執行する。 3. 日本における本運動が世界スカウト機構憲章及び本連盟の方針と規程に従い展開されるように努める。 4. 本連盟におけるスカウト教育が純正に推進されるように努めると共に、その結果について理事会に対して責任を負う。 5. 教育推進会議を主宰し、スカウト教育の運営及び推進にあたる 6. 全国スカウト教育会議を主宰し、指導者の資質の向上にあたる。 7. 全国県連盟コミッショナー会議を主宰し、コミッショナーの連携強化にあたる。
業務	1. 団の運営に関すること (1) 団委員会に関すること ① 団委員の任務分担と連携に関すること ② 隊の管理・運営・環境に関すること ③ 広報・募集に関すること ④ 健康と安全に関すること ⑤ 加盟登録の管理に関すること ⑥ 財政に関すること ⑦ 保護者との連携に関すること ⑧ 地区に関すること ⑨ 育成団体に関すること ⑩ 団・隊内のコミュニケーションに関すること ⑪ 地域とのコミュニケーションに関すること 2. 隊活動の質の向上に関すること ① 隊の運営に関すること ② 指導者養成に関すること ③ スカウトの進歩に関すること ④ スカウティングの原理・原則の遵守、方法に関すること	1. 青少年のプログラムに関すること (1) 各部門のプログラム活動に関すること (2) 野外教育(活動)に関すること (3) 奉仕活動に関すること (4) 安全に関すること (5) スカウトの国際交流・国際理解に関すること (6) その他スカウトのプログラムに関すること 2. アダルトリソースに関すること (1) アダルトリソース方針に関すること (2) 指導者の人材開発、トレーニングの提供、学習の支援及び人材活用に関すること (3) その他、指導者及びそのトレーニングに関すること 3. 組織及びコミュニケーションに関すること (1) 団等の加盟登録と審査に関すること (2) 制服・記章及び標章の着用に関すること (3) 団・隊の組織とコミュニケーションに関すること (4) その他、他団体、地域社会等の組織とのコミュニケーションに関すること 4. 団と隊の指導・助言・援助に関すること	1. 青少年のプログラムに関すること (1) 各部門のプログラム活動に関すること (2) 野外教育(活動)に関すること (3) 奉仕活動に関すること (4) 安全に関すること (5) スカウトの国際交流・国際理解に関すること (6) その他スカウトのプログラムに関すること 2. アダルトリソースに関すること (1) アダルトリソース方針に関すること (2) 指導者の人材開発、トレーニングの提供、学習の支援及び人材活用に関すること (3) トレーニングチームに関すること (4) その他アダルトリソースに関すること 3. 組織及びコミュニケーションに関すること (1) 地区・団・隊の組織及びコミュニケーションに関すること (2) 団等の加盟登録と審査に関すること (3) 他団体、地域社会等本連盟組織以外とのコミュニケーションに関すること (4) 制服・記章及び標章の着用に関すること 4. 地区コミッショナーの指導助言に関すること 5. 県連盟の名誉会議を主催すること	
特記事項	・県連盟、地区規約によっては地区協議会・地区委員会等において議決権を行使できる	・県連盟、地区規約によっては地区協議会・地区委員会等において議決権を行使できる	・県連盟規約によっては県連盟理事会において議決権等を行使できる	・日本連盟理事会において理事として議決権等を行使できる

# トレーナーとは

---

## (1) トレーナーの定義

日本連盟トレーナーとは、本連盟の訓練方針と訓練体系に基づく指導者訓練機関（定型訓練）やその他の訓練（定型外訓練及び個別支援等）をとおして、各種指導者の役務達成に必要な知識、技能等の習得と向上を図るための訓練を提供できる能力を有する者で日本連盟が委嘱した者をいう。

## (2) トレーナーの責務

日本連盟トレーナーは、本連盟の訓練方針と訓練体系に基づき指導者訓練を推進し、「指導者養成に関する指針」に示されたトレーナーの任務を果たし本連盟トレーニングチーム員として、トレーニングチームの業務（教育規程 8-15-1）を積極的且つ自発的に行うことを責務とする。

## (3) トレーナーの資質

- ① 本運動の目的・理念の正しい理解と受容していること。
- ② 指導者訓練に携わるにふさわしい品性と社会的な信用を備えていること。
- ③ 地域（団・隊などを含む）での円滑な人間関係を保持し、自己の役割分担を確実に達成できる意欲と能力を有していること。
- ④ 本運動の向上・充実に向けて指導者訓練を中心に意欲的に取り組む情熱と訓練を提供できる能力を有していること。

## (4) トレーナーの能力

- ① スカウト運動の基本原則（スカウト教育法の要素を含む）を説明できる。
- ② 本連盟の教育方針及び、指導者養成に関する方針及び指導者訓練体系並びに訓練方法について説明できる。
- ③ 世界的なスカウト運動の動向を説明できる。
- ④ 各種訓練の目的達成のために訓練を企画し、組織し、運営、管理、評価できる。
- ⑤ 訓練実施にあたり指導要員を選任し、適切に訓練が提供できるよう指導、育成できる。
- ⑥ 成人のトレーニングに関する訓練手法を理解し、活用できる。
- ⑦ 効果的な学習体験を提供するためのグループ学習理論（グループワークやグループプロセス等）を理解し、訓練で活用できる。
- ⑧ 訓練参加者、指導要員その他支援を必要としている指導者を個別支援できる。
- ⑨ 参加者、指導要員等が効果的な学習体験を得ることができるよう学習環境を設定できる。
- ⑩ 指導者訓練に必要な知識・技能を有し指導できる。
- ⑪ トレーナーとしての任務を認識し、その任務達成のために必要な自己研修計画を策定し、実践し、評価することができる。
- ⑫ 隊指導者としての豊かな経験、もしくは関連する専門分野での知識・技能を有し、指導・支援できること。



#### (5) トレーナーの心構え

- ① トレーナーに必要な能力と資質の維持、向上に努める。
- ② 常に成人学習の支援者としての姿勢を保つ。
- ③ コミッショナーとの協働により隊、団の指導者の支援をとおして、青少年の発達に貢献することを自覚する。
- ④ 社会人として日常生活で「ちかい」と「おきて」を、身をもって実践し他の模範となる。

#### トレーナーの皆様へ

具体的には次のような心構えを持ち、任務を遂行してください。

- ① トレーナーは、決して選ばれた人材ではなく、スカウト運動の基本原則をより深く理解していることを求められ、これを適切な手法で成人の指導者に伝えていく責任を負っていることを自覚している。
- ② トレーナーは、定型あるいは定型外の指導者訓練への奉仕にあたっては、自らが指導者訓練の目的と訓練目標を達成するためのプロジェクトチームの一員であることを認識し、分担された役務を的確に遂行できるように努力する。
- ③ 指導者訓練（教育）提供の対象者は、成人の指導者であるが、トレーナーは成人の指導者を通して、常に青少年の健全な発達と成長に係わっているという意識を常に持ち続ける。
- ④ トレーナーは、必要とされる能力と資質を保ち、それを維持するために必要な継続的自己研修を怠らない。
- ⑤ トレーナーは、自らの健康を保つとともに、地域社会にあっては良き隣人であり、家庭にあっては家族を大切に作る良き家庭人である。
- ⑥ トレーナーとして、『人の力になる』『そなえよつねに』の言葉の意味するところを、十分に理解している。